

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月2日

金曜日

第4321号

目次

告示

- 指定障害児通所支援事業者の指定 1
- 県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧

公営企業管理規程

- 富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程 2

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 4

告示

富山県告示第88号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により公示する。

平成30年3月2日

富山県知事 石井 隆一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成30年3月1日	1650500026	株式会社福榮	氷見市窪552番地1	こころね	氷見市窪552番地1

富山県告示第89号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営水橋石政地区土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営水橋石政地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年3月2日から

平成30年4月2日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条の3第7項において準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

~~~~~  
**管 理 規 程**  
~~~~~

富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成30年3月2日

富山県公営企業管理者 須 沼 英 俊

富山県公営企業管理規程第1号

富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局会計規程（昭和41年富山県電気局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 勘定科目表電気事業の項中、費用 9 費用のうち、

「	水力発電費	(何)発電所	給料	職員の本俸	」

を

「	水力発電費	(何)発電所	報酬	職員の本俸	」
			給料		

に改める。

別表第1 勘定科目表水道事業又は工業用水道事業の項中、費用 9 費用のうち、

「	原水及び浄水費	(何)管理所	給料	取水から沈でん、ろ過を経て、浄水を終るまでの設備の維持及び作業に要する費用を整理する。	」

を

「	原水及び浄水費	(何)管理所	報酬	取水から沈でん、ろ過を経て、浄水を終るまでの設備の維持及び作業に要する費用を整理する。	」
			給料		

に改める。

附 則

この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月2日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成30年2月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ちびっこきらら保育園
- 3 代表者の氏名
松倉 孝
- 4 主たる事務所の所在地
富山県黒部市堀切1388番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子育てに関わる全ての方に対して、乳幼児、障がい者（児）の保育や、放課後児童の学童保育に関する事業を行い、地域社会の貢献と男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。